

米海兵隊員による女子中学生への準強制わいせつ事件等に関する意見書

去る7月3日午前4時45分ごろ、沖縄市において、在沖米海兵隊普天間基地所属の上等兵が泥酔して民家に侵入し、家族と共に就寝中の女子中学生に対しわいせつな行為をするという凶悪、卑劣な事件が発生した。

このような行為は、まさに非人道的犯罪であり、被害を受けた少女の計り知れない恐怖と苦しみ、家族の怒りと無念さを察すると激しい憤りを覚え、断じて許せない。

また2日午後9時35分ごろ、北谷町の国道上において、器物損壊の白人男性の逃走を助けた行為で、二人の米海兵隊員が逮捕されている。さらに、規律強化を求められている中で、9日未明、沖縄市園田国道330号において、嘉手納基地所属の軍曹による信号無視ひき逃げ事件が発生した。

米軍人による事件・事故は過去幾度となく発生し、その度毎に米軍当局に対し、米軍人、軍属への綱紀粛正の徹底を図るよう強く抗議要請したにもかかわらず、未だに抜本的な解決に至っていない。

今年の米軍関係の刑法犯検挙数は5月末現在22件で、昨年同時期に比較して8件も増加している。5年前、米海兵隊員らによる少女に対する言語道断の事件に関し、県民は大規模な抗議行動を展開した。それ以来、発生件数の減少が見られたが、再び増加傾向にあることは看過することのできない問題である。

本町議会は、このような事件が県内各地でくり返し発生することは断じて容認できない。

よって、北谷町議会は町民の生命、財産と人権を守る立場から、今回の事件に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに措置されるよう強く要請する。

記

- 1．米軍人、軍属等の事件・事故の再発防止と綱紀粛正を徹底すること。
- 2．兵員に対する教育、とりわけ人権教育を徹底して行うこと。
- 3．アメリカ合衆国政府は、被害者及びその家族に対し誠意を持って直接謝罪し、完全な被害補償をすること。
- 4．日米地位協定の抜本的改正をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2000年7月10日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣
外務大臣
外務省沖縄担当大使
防衛庁長官
防衛施設庁長官
那覇防衛施設局長
沖縄県知事

衆議院議長
参議院議長